

事前確認チェックシート

【面談確認】

◆事前確認時の持ち物◆

①本人確認書類（以下のいずれか）

運転免許証、マイナンバーカード、写真付きの住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書、身体障害者手帳、住民票及びパスポート、住民票及び各種健康保険証

②2019年分と2020年分の税務署の收受印のある決算書、確定申告書の控え

③2019年1月～2021年3月までの各月の帳簿書類

売上台帳、請求書、領収書等

④2019年1月以降の事業の取引を記録している通帳

⑤申請者（個人事業者）が自署した「宣誓・同意書」

⑥取得した申請IDと登録した電話番号のわかるもの

⑦本チェックシート（事前に内容をご確認ください）

●給付対象や宣誓・同意事項等を正しく理解していることを確認します

「はい」の場合は、☑を入れてください

- ① 緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により売上が減少していたとしても、前年又は前々年の同月比で**売上が50%以上減少**しなければ（申請特例を用いる場合はその該当要件を満たさなければ）、一時支援金の給付要件を満たさないことを認識していますか？

- ② 前年又は、前々年の同月比で売上が50%以上減少したとしても、緊急事態宣言に伴う**飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛による影響**ではない場合は、一時支援金の給付要件を満たさないことを認識していますか？

（補足）

- ・一時支援金の趣旨・目的に基づき、売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類により確認される事業収入が減少していることが必要であることに加えて、事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として緊急事態宣言の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合、売上計上基準の変更や顧客との取引時期調整により対象月の売上が減少している場合や法人成り又は事業継承の直後など、（緊急事態宣言とは関係なく）単に営業日数が少ないことにより、対象月の売上が50%以上減少している場合は、給付要件を満たさない。

- ③ 事業を実施していない、**サラリーマンやアルバイト、学生等**は、一時支援金の**給付対象ではない**ことを認識していますか？

- ④ 一時支援金の給付を受けた場合、「2019年以降の確定申告書、帳簿書類」及び「緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業又は外出自粛等の影響の証拠書類**」には**7年間保存する義務**及び中小企業庁又は事務局から求められた場合に速やかに提出する義務があることを認識していますか？

- ⑤ 「**地方公共団体による営業時間短縮要請に伴う協力金の支払い対象となっている飲食店**」、「公共法人」、「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」、「政治団体」、「宗教法人」、「暴力団を排除していない事業者」は**給付対象外**であることを認識していますか？

- ⑥ 今後、**事業を継続する意思がない**場合（廃業又は破産等を予定している場合等）は、**給付要件を満たさない**ことを認識していますか？
- ⑦ 個人事業者本人が**宣誓・同意書を全て読んだ上で自署**しましたか？
- ⑧ 一時支援金の**不正受給等**を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合は、**受給額に延滞金及び2割の加算金を加えて返還する義務**を負うことや、**氏名等の公表**及び**刑事告発**され得ることを認識していますか？
- 「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の詳細について」という資料を全て読みました。

【参考】

* 個人事業者が申請に必要な書類

[申請に必要な証拠書類 | 一時支援金 \(ichijishienkin.go.jp\)](#)

* 「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の詳細について」

https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/pdf/summary.pdf

一時支援金事務局 相談窓口

【申請者専用】

TEL:0120-211-240

IP 電話等からのお問い合わせ先:03-6629-0479(通話料がかかります)